

硬式野球部 規約

第1条 硬式野球部と称する。

第2条 本団体は部員が硬式野球を通じて体力の向上と豊かな人間性の育成を図ることを目的とする。

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。
なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

第4条 会費は1人当たり年額5万4000円とし、毎月徴収することとする。

第5条 本団体は次の役員で構成する。

- 1) 部長1名 本団体を代表する。
- 2) 副部長1名 部長を補佐し、場合によってはその職務を代行する。
- 3) 会計1名～ 会計事務を処理する。

第6条 本規約に定めのない事項については全構成員による決議により決する。

第7条 本規約は全構成員の決議により改廃される。

附則

この規約は、平成24年度4月1日より施行されている。

この規約の一部を改正し、令和5年4月27日から施行する。